



# 佐賀県公報

平成18年  
6月30日  
(金曜日)  
第 12773号

## 公布された規則のあらまし

### ○県税事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第七二号）

1 地方税法第四八条の規定に基づき、県税事務所において市町民税に係る徵収金を徴収し、又はこれについての滞納処分をすることに伴い、県税事務所の分掌事務を改めることとした。（第三条関係）

2 この規則は、平成一七年七月一日から施行することとした。

### ○規則

（四三四・河川砂防課）二

（四三五・〃）二

（四三六・森林整備課）二

（四三七・〃）三

（四三八・道路課）三

（四三九・道路課）三

（四四〇・〃）四

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

### ○佐賀県規則第七二号

#### 県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四八号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項の納稅課の分掌事務の第一号中「個人の県民税に係る徵収金を除く」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四十八条に規定する市町民税に係る徵収金を含む。第四号及び第七号において同じ」に改め、同課の分掌事務の第四号中「（個人の県民税に係る徵収金を除く。）を削り、同条第二項の納稅管理課の分掌事務の第五号中「徵収金」の下に「（法第四十八条に規定する市町民税に係る徵収金を含む。）」を加え、同項の納稅推進課の分掌事務の第一号中「個人の県民税に係る徵収金を除く」を「法第四十八条に規定する市町民税に係る徵収金を含む」に改め、同条第三項第三号中「個人の県民税に係る徵収金を含む。次号及び第五号において同じ」に改め、同項第四
- 正誤
- （新産業課）四
- （〃）六
- （農地整備課）七
- （総務法制課）一〇
- （税務課）一〇

号中「(個人の県民税に係る徴収金を除く。)」を削る。

### 附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

## ○ 告 示

### ● 佐賀県告示第四百三十四号

筑後川水系城原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び神埼土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

### ● 佐賀県告示第四百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

吉田地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	字	地番
一	伊万里市	大川内町	二本椿	丙一三五五番
二				丙一三四四番一
三				丙一三三五番
四				丙一三一九番二
五				丙一五三五番地先道路敷
六				"
七				"
八	"	"	"	"
	"	"	"	丙一三三一一番一
	"	二本椿	三本椿	丙一三四六番二
	"			

### ● 佐賀県告示第四百三十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字小副川字柚木谷四三一六の四、四三一六の一九、四三一六の二三、四三一六の二四、四三三〇、四三三二、四三四二、四三四四、四三四五、四三四七、四三八一、神埼市脊振町広滝字井手ノ平七七八の五六、七七八の五八、七七八の七五、七七八の七八、七七八の八二、小城市小城町岩藏字山伏松五三二の一、五三三二の一、字白石郷五五三五の一

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●佐賀県告示第四百三十七号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市橋町大字大日字草場八三一七の一七、八三二一の一〇（次の図に示す部分に限る。）、北方町大字芦原字貝良木四三二〇の四、四三一二の二、字山西五七五五の一、五七五七の一、五七五八の二

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●佐賀県告示第四百三十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

神埼市神埼町志波屋字二の角三二二四の一、三三三五、三三三九、字三の角三二三〇の二、三二三〇の四、三二三〇の五、三二三〇の七から三二三〇の一四まで、三二三〇の三六、三二三〇の三八、三二三〇の四〇、三二五七、三二五八の二、三二五九、三三六〇の三、三三六一、三三三四の五、三三三四の二四から三三三四の二六まで、三三三四の四〇、杵島郡白石町大字深浦字道祖四九二九、四九三〇の一、四九三〇の三、四九三〇の四、四九三三の一、四九三三の三、四九三四の三

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに神埼市役所及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。  
 その区域を表示した図面は、平成十八年六月三十日から平成十八年七月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域			
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル
神埼市千代田町下板字西三ノ坪			一七・三	一〇七・一一
六二二番一地先から		後	一七・三	一〇七・一一
神埼市千代田町下板字西二ノ坪			一七・三	一〇七・一一
五四七番一地先まで			一七・三	一〇七・一一
神埼市千代田町下板字西三ノ坪			一三・〇	一七・四
六二二番一地先から		前	九・六	一七・四
神埼市千代田町下板字西二ノ坪			一一・三	一〇七・一一
五四七番一地先まで			八・三	一〇七・一一

## ○ 佐賀県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月三十日から平成十八年七月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

佐賀県知事 古川康

## ○ □ 扱

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月30日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

## 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

(2) カレントアンプ 3台

(3) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(5) 納入期限

平成18年8月31日

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

路線名	供用開始の区间	供用開始の期日
一般国道 二六四号	神埼市千代田町下板字西三ノ坪六二二番一地先から 神埼市千代田町下板字西二ノ坪五四七番一地先まで	平成一八・六・一一〇

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129	書留郵便とすること。
3 入札参加資格及び条件 (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。 (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。 (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	持参による入札書の提出の場所及び期限 (1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号北会議室 (2) 期限 平成18年7月24日10時
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示 (1) 期間 平成18年7月14日まで	開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所 (2) 日時 平成18年7月24日10時
5 入札者に求められる義務 (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年7月14日16時までに上記2の部局に提出すること。 (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。	入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。 (2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法 (1) 場所 上記2の部局 (2) 期限 平成18年7月21日17時（必着） (3) 提出方法	入札の無効 次のいづれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。 (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作成した者 (4) 1人で2以上の入札をした者 (5) 代理人でその資格のないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

## 11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月30日

## 収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品の名称及び数量

データー測定機器一式

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

## (4) 納入期限

平成18年8月31日

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わざ、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

## 3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できること認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

## 4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

## (1) 期間

平成18年7月14日まで

## (2) 場所

上記2の部局

## 5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年7月14日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

## (1) 場所

上記2の部局

## (2) 期限

	平成18年7月21日17時(必着)
(3) 提出方法	書留郵便とする。
7 持参による入札書の提出の場所及び期限	11 落札者の決定の方法
(1) 場所	(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号会議室	(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。
8 開札の場所及び日時	
(1) 場所	
上記7の(1)の場所	次のとおり一般競争入札に付します。
(2) 日時	平成18年6月30日
平成18年7月25日10時	
9 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。	1 競争入札に付する事項
(2) 契約保証金	(1) 調達物品の名称及び数量 一式 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
10 入札の無効	(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。	(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者	(4) 納入期限 平成18年10月31日
(2) 当該入札について不正行為を行った者	(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の
(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者	
(4) 1人で2以上の入札をした者	

平成18年6月30日(金)

	5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	(1) 場所 上記2の部局 (2) 期限 平成18年8月1日17時（必着） (3) 提出方法 書留郵便とすること。
2	入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129	7 持参による入札書の提出の場所及び期限 (1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟93号会議室 (2) 期限 平成18年8月2日10時
3	入札参加資格及び条件 (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。 (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できること認められること。 (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	8 開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所 (2) 日時 平成18年8月2日10時
4	入札説明書の交付及び契約条項の提示 (1) 期間 平成18年7月18日まで	9 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。 イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。 (ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額） (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
5	入札者に求められる義務 (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年7月18日16時までに上記2の部局に提出すること。 (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。	
6	郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法	

	(イ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額	
	(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額）	
	(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額	
	(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額	
	ウ　次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。	
	(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合	
	(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合	
	(2) 契約保証金	
	ア　契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。	
	イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。	
	ウ　次の場合は、契約保証金の納付が免除される。	
	(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合	
10	入札の無効	
	(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合	
11	落札の決定の方法	
	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申し込みをした者の当該申し込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。	
	(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年6月21日神埼町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年6月30日

佐賀県知事 古川 康

## ○付記

平成十八年五月十七日付け佐賀県公報第一二七五四号中訂正

頁 箇 所	誤	正
上段 右から四行目	三四六	一一五〇
上段 左から八行目	第三百四十六号	第三百五十号

平成十八年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

頁 箇 所	誤	正
上段 右から一行目	(平成十八年法律第 号)	(平成十八年法律第四十号)

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷